

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令の概要

I 金融商品取引法施行令の一部改正

1. 発行者以外の者が行う公開買付け等に係る公表措置の見直し

発行者以外の者が行う公開買付け及びこれに準ずる買集め行為に関し、インサイダー取引規制が解除される公表措置として、①公開買付者等である「上場会社」が、取引所に通知することによる公表、②公開買付者等である「上場会社以外の者」が、被買付企業又は上場親会社に対し、取引所への通知を要請し、当該被買付企業又は当該親会社が、当該要請に基づき取引所に通知することによる公表、を追加する。

(金融商品取引法施行令第 30 条関係)

2. 企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直しに伴う改正

金融商品取引法改正により、合併又は会社分割による株券等の承継がインサイダー取引規制の対象とされたことに伴い、株券等の合併又は分割による承継を公開買付者等関係者によるインサイダー取引の規制対象となる行為に追加するとともに、課徴金の計算の基準となる規定の整備をすることとする。

(金融商品取引法施行令第 33 条の 3、第 33 条の 4、第 33 条の 15 及び第 33 条の 16 関係)

II その他関係政令の一部改正

金融商品取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令、金融庁組織令について、所要の規定の整備を行うこととする。